

八潮市運輸事業継続支援事業補助金 Q&A

申請について	Q1	申請書兼請求書の配布場所
	A	市ホームページからダウンロードまたは商工観光課窓口で配布しています。
	Q2	申請期間及び申請方法
	A	受付期間は2025年5月20日(火)～8月31日(日)必着です。 原則、郵送での申請とします。書留やレターパック等の追跡可能な方法をお勧めいたします。 申請書類の記入方法がわからない場合には、商工観光課(☎048-996-2111 内線832)までお問い合わせください。
対象者・交付要件について	Q3	申請の受付及び審査
	A	受付順に審査し、八潮市運輸事業継続支援事業補助金(以下、「補助金」)を交付します。 審査結果に応じて、交付決定通知書または不交付決定通知書を送付します。 補助金は、受付から概ね2～3週間で振り込みます。書類不備がある場合には、補正の日数を要しますのでご了承ください。
	Q4	補助金の交付対象
	A	貨物自動車運送事業のうち、一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営む事業者が対象です。 また、埼玉県に登録されている八潮市内の営業所等に登録のある事業用自動車(被牽引車を除く)を有していることが必要です。 ※貨物軽自動車運送事業(軽自動車の黒ナンバーや二輪車の緑ナンバー)は対象外となります。
	Q5	市内営業所が複数存在する場合
	A	市内営業所ごとに補助金を交付しますので、各市内営業所からそれぞれ申請してください。
	Q6	許可書上の営業所等と実態に相違がある場合
	A	会社名と代表者名が確認できるもの(変更届出書、変更申請の認可書)の写しの提出をお願いします。
	Q7	他助成制度との重複給付
その他	A	国や県等の他助成制度の給付による制限はありません。 ※八潮市家庭系一般廃棄物等収集運搬事業者継続支援事業補助金の受給者は、当補助金の交付を受けることはできません。
	Q8	霊柩車や寝台車は交付対象か
	A	どちらも一般貨物自動車運送事業の許可が必要なものですので、交付対象車両に該当します。
	Q9	休業中または廃業済の場合
	A	一時的に休業している場合も、2025年4月1日時点で事業を営んでおり、今後も継続する意思があれば対象となります。 廃業済みまたは営業再開の予定がない場合には、対象外となります。
その他	Q10	貨物自動車運送事業の許可書を紛失した場合、または許可書と現在の代表者が異なる場合
	A	許可書を紛失した場合には、埼玉運輸支局の発行する「証明願(兼証明書)」の写しを提出してください。 許可書等と現在の代表者が異なる場合には、会社名と代表者名が確認できるもの(変更届出書、変更申請の認可書)の写しの提出をお願いします。
	Q11	補助金の税務上の取扱い
その他	A	益金に算入されます。

申請先・お問い合わせ

八潮市役所 商工観光課 運輸事業継続支援事業補助金担当

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

☎048-996-2111(内線832) ※午前8時30分～午後5時15分(土日祝除く)

